

2020年11月11日

各 位

会社名 クレアホールディングス(株)
代表者名 代表取締役社長 黒田 高史
(コード番号 1757 東証第2部)
問合せ先 取締役 岩崎 智彦
(Tel. 03-5775-2100)

臨時株主総会開催禁止の仮処分命令申立てに対する却下決定のお知らせ

2020年11月10日付け「株主による臨時株主総会の招集請求に関する途中経過(3)」にてお知らせいたしましたとおり、当社株主であるオリオン1号投資事業有限責任組合(以下「本請求株主様」といいます。)は、東京地方裁判所に対し、同年10月27日付けで、同年11月20日開催予定の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の決議方法に、①当社が実施した株主アンケートによるクオカードの進呈は、会社法120条1項が禁止する株主の権利行使に関する利益供与に該当する、また、②本請求株主様が株主名簿閲覧謄写請求を行ったが、当社がこれを拒絶したため委任状勧誘を妨害されたといえるので株主提案権侵害といえる、という法令違反のおそれがあることなどを理由に、当社の代表取締役が本臨時株主総会を開催することを禁止する仮処分命令を求める申立て(以下「本申立て」といいます。)をしておりました(東京地方裁判所令和2年(ヨ)第20121号 株主総会開催禁止仮処分命令申立事件)。

これに対し、東京地方裁判所民事第8部(商事部)は、本日、①クオカードの金額は謝礼の額として相応なものであり、また、株主アンケートによるクオカードの進呈が株主の権利行使に関する利益供与と評価することは困難であること、②当社が株主名簿の閲覧謄写を拒絶事由がないのに拒絶したことにより、委任状勧誘戦における一定の不公正な状況が生じているとの評価が可能であるとしても、本臨時株主総会の目的事項として本請求株主様の提案議案も提出されるので、株主提案権の侵害があったと評価するのは困難であることなどから、本臨時株主総会の決議方法に法令違反のおそれは認められないので、保全の必要性について判断するまでもなく、本申立てには理由がないとし、これを却下する決定をしました。

これにより、当社が臨時株主総会を招集して開催することや、株主アンケート及び本請求株主様による株主名簿閲覧謄写請求に対する対応についての正当性が明らかとなりました。

以 上